新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 87 号
平成26年11月 7 日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則
61　新潟県核燃料税条例の施行期日を定める規則（税務課）
62　新潟県核燃料税条例施行規則（税務課）
告　　示
1497　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定（障害福祉課）
1498　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定（障害福祉課）
1499　障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
1500　障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
1501　保安林の指定解除（治山課）
1502　保安林の指定予定（治山課）
1503　公共測量の実施通知（監理課）
1504　公共測量の終了通知（監理課）
1505　道路の区域変更（道路管理課）
1506　道路の供用開始（道路管理課）
公　　告
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
大規模小売店舗の廃止（商業振興課）
一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
病院局公告
一般競争入札の実施（病院局総務課）
教育委員会公告
平成27年度新潟県立学校寄宿者指導員及び実習助手採用選考検査の実施（義務教育課）

規　　則

新潟県核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年11月７日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第61号

新潟県核燃料税条例の施行期日を定める規則

新潟県核燃料税条例（平成26年新潟県条例第71号）の施行期日は、平成26年11月15日とする。

新潟県核燃料税条例施行規則をここに公布する。

平成26年11月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第62号

新潟県核燃料税条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、新潟県核燃料税条例（平成26年新潟県条例第71号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申告書等）

第２条　条例第10条第１項及び第２項の申告書並びに同条第３項の修正申告書は、別記第１号様式によるものとする。

（申告納付期限の指定申請等）

第３条　価額割の納税義務者は、条例第７条第２項の取得原価が確定しないため発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して２月（条例第４条第２項第１号に掲げる場合にあっては、３月）を経過する日の属する月の末日までに申告納付することができないときは、当該日の15日前までに別記第２号様式による核燃料税の申告納付期限指定申請書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、申告納付期限の指定の可否を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

（県税規則の適用）

第４条　核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号。以下「県税規則」という。）の適用については、県税規則第５条第３号中「県たばこ税」とあるのは「県たばこ税及び核燃料税」と、県税規則別記第41号様式中「地域振興局」とあるのは「総務管理部税務課」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成26年11月15日から施行する。

（新潟県核燃料税規則の廃止）

２　新潟県核燃料税規則（平成21年新潟県規則第64号。次項において「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

３　旧規則は、新潟県核燃料税条例（平成21年新潟県条例第48号）附則第３項に規定する有効期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入に対して課した、又は課すべきであった核燃料税の賦課徴収事務等の取扱いについては、前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

別記

第１号様式（第２条関係）

（その１）

<table>
<tr><td colspan="6">申　告　書
核燃料税価額割修正申告書</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">年　月　日
新潟県知事　様</td><td rowspan="3">※処理事項</td><td colspan="2">発信年月日</td><td rowspan="2">精査検算</td></tr>
<tr><td>通信日付印</td><td>確認印</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">原子炉設置者の主たる事務所の所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">原子炉設置者の名称及び代表者の氏名</td><td colspan="4">㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">この申告の担当部課名及び担当者の氏名</td><td colspan="4">部課名
担当者名
電話番号</td></tr>
<tr><td>申告区分</td><td>摘　要</td><td>課税標準額</td><td>税率</td><td colspan="2">税額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申告納付額</td><td>申告額</td><td>円</td><td>／100</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>納付年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">修正申告納付額</td><td>修正申告額（ア）</td><td>円</td><td>／100</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>当初申告額（イ）</td><td>円</td><td>／100</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>差引増差額（ア）－（イ）</td><td></td><td></td><td colspan="2">円</td></tr>
</table>

	（この申告による納付金額）			
	増差税額納付年月日	年　月　日		
備　考				

（注）　※印の欄は、記入しないでください。

（その２）

価額割の課税標準に関する明細書

原子炉設置場所		核燃料の炉内挿入年月日	年　月　日から 年　月　日まで
原子炉名		使用前検査合格日又は定期検査終了日	年　月　日

課税対象核燃料（新規挿入分）				課税対象とならない核燃料	挿入核燃料の合計体数
挿入核燃料の体数 （単価別区分）	核燃料の単価 ① （円／ｇｕ）	核燃料の重量合計 ② （ｇｕ）	取得価額 （課税標準額） ①×②（円）	再挿入分体数	
合　計 ③ 体	平均単価 円／ｇｕ	総重量 ｇｕ	総取得価額 円	④ 体	③＋④ 体

記載要領

１　この明細書は、発電用原子炉ごとに記載してください。

２　「新規挿入分」とは、初めて原子炉へ挿入された核燃料で、今回課税対象となるものをいいます。

３　「再挿入分」とは、新規挿入分として課税された核燃料で再び炉内へ挿入されたものをいいます。

（その３）

申告書 核燃料税出力割修正申告書				
年　月　日 新潟県知事　　様	※処理事項	発信年月日		精査検算
		通信日付印	確認印	
原子炉設置者の主たる事務所の所在地				
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名				㊞
この申告の担当部課名及び担当者の氏名	部課名 担当者名 電話番号			
申告区分	摘　要	課税標準たる熱出力	税率	税額
申告納付額	申告額	千ｋｗ	円	円
	納付年月日	年　月　日		
修正申告納付額	修正申告額（ア）	千ｋｗ	円	円
	当初申告額（イ）	千ｋｗ	円	円
	差引増差額（ア）－（イ） （この申告による納付金額）			円
	増差税額納付年月日	年　月　日		
備　考				

（注）　※印の欄は、記入しないでください。

（その４）

出力割の課税期間及び課税標準に関する明細書

原子炉設置場所	

原子炉名								
課税期間		年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで
課税標準の計算	熱出力　①	千ｋｗ		千ｋｗ		千ｋｗ		千ｋｗ
	課税期間の月数　②	月		月		月		月
	課税標準たる熱出力　①×②／３	千ｋｗ		千ｋｗ		千ｋｗ		千ｋｗ
備　考								

原子炉名								
課税期間		年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで
課税標準の計算	熱出力　①	千ｋｗ		千ｋｗ		千ｋｗ		千ｋｗ
	課税期間の月数　②	月		月		月		月
	課税標準たる熱出力　①×②／３	千ｋｗ		千ｋｗ		千ｋｗ		千ｋｗ
備　考								

課税標準たる熱出力の合計	千ｋｗ

記載要領

１　「課税期間」欄は、条例第６条に規定する課税期間を記載してください。なお、条例の施行の日の属する課税期間の初日については条例附則第３項の規定が、条例の失効の日の前日の属する課税期間の末日については条例附則第６項の規定がそれぞれ適用されます。

２　「熱出力」欄は、課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力を記載してください。また、1,000キロワット未満の端数は、切り捨ててください。

３　最初の申告又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の３の８第１項の規定による熱出力の変更の許可後最初の申告の際には、条例第７条第３項に規定する熱出力を確認することのできる書類の写しを添付してください。

４　「課税期間の月数」欄は、暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月として計算した月数を記載してください。

５　「課税標準たる熱出力」欄の記載については、1,000キロワット未満の端数を切り捨ててください。

６　条例第６条第２項に該当する場合は､「備考」欄にその旨を記載するとともに、当該発電用原子炉の使用前検査合格日又は廃止届出に係る廃止をした日を確認することのできる書類の写しを添付してください。

第２号様式（第３条関係）

核燃料税の申告納付期限指定申請書

年　月　日 新潟県知事　様	※処理事項	発信年月日	
		通信日付印	確認印
原子炉設置者の主たる事務所の所在地			
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名			㊞
この申請の担当部課名及び担当者の氏名	部課名		

	担当者名 電話番号
下記のとおり申告納付期限の指定を受けたいので、新潟県核燃料税条例施行規則第３条第１項の規定により申請します。	
原子炉名	
使用前検査合格日又は定期検査終了日	年　月　日
取得原価が確定している場合の申告納付期限	年　月　日
指定を受けようとする申告納付期限	年　月　日
申告納付期限の指定を必要とする理由	

（注）　※印の欄は、記入しないでください。

告　示

◎新潟県告示第1497号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123 号）第33条の７第１項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成26年11月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

名　称	所　在　地	指定期間
黒川病院	胎内市下館字大開1522	平成26年10月25日から 平成29年10月24日
新潟県立精神医療センター	長岡市寿２－４－１	平成26年10月25日から 平成29年10月24日
柏崎厚生病院	柏崎市大字茨目字二ッ池2071番地１	平成26年10月25日から 平成29年10月24日
独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター	上越市大潟区犀潟468－１	平成26年10月25日から 平成29年10月24日

◎新潟県告示第1498号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成26年11月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

名　称	所　在　地	指定期間
新潟県立精神医療センター	長岡市寿２丁目４番１号	平成26年10月25日から 平成29年10月24日まで

◎新潟県告示第1499号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成26年11月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

名　称	所　在　地	担当する医療の種　類	指定年月日
株式会社さとうドラッグストアー保険調剤部	長岡市千手３丁目10番15号	精神通院医療	平成26年11月１日
しばた心と体クリニック	新発田市住吉町４丁目８番26号	精神通院医療	平成26年11月１日
クスリのアオキ弥彦薬局	西蒲原郡弥彦村美山360番地１	精神通院医療	平成26年11月１日
クスリのアオキ西本成寺薬局	三条市西本成寺一丁目34番19号	精神通院医療	平成26年11月１日
あさひ薬局　小国店	長岡市小国町法坂910	精神通院医療	平成26年11月１日
ウエルシア薬局佐渡佐和田店	佐渡市泉1310	精神通院医療	平成26年11月１日

◎新潟県告示第1500号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成26年11月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

名　称	所　在　地	担当する医療の種　類	更新年月日
かもしか病院	三条市南五百川80番地	精神通院医療	平成26年11月１日
やぎはな薬局	三条市南五百川53－１	精神通院医療	平成26年11月１日
あい薬局小千谷店	小千谷市大字桜町5163－３	精神通院医療	平成26年11月１日

◎新潟県告示第1501号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年11月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　解除に係る保安林の所在場所

新潟県上越市牧区切光字馬伏場793の１（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1502号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成26年11月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県村上市菅沼字座禅沢 40 の１から 40 の３まで、字運上沢 565 の１、576、583 から 585 まで、587、596、597、600 から 607 まで、608 の１、字大坪 636 の１、637、639、642、666、667、669、字菅沼山 668、字葭谷 734 の１、752、753 の１、760 の１、761、762 の１、771 から 773 まで、776、778、779

２　指定の目的

水源のかん養

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1503号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成26年11月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　作業種類　公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）築地地区（全換地区）確定測量）「座標補正」

２　作業期間　平成26年９月30日から平成27年１月30日まで

３　作業地域　胎内市　宮瀬、高畑、赤川、山王、下高田、築地、鷹ノ巣、西川内、堀口、中倉、高橋、塩津、苔実　地内

◎新潟県告示第1504号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成26年11月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　作業種類　公共測量（航空写真撮影）

２　作業期間　平成26年４月７日から平成26年９月30日まで

３　作業地域　新潟市全域

◎新潟県告示第1505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　大潟高柳線
３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
上越市吉川区川谷字橋爪 2953 番１から同市吉川区川谷字西向1127番まで	新	4.6～18.0メートル	146.4メートル
	旧	3.7～15.0メートル	144.9メートル

◎新潟県告示第1506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月７日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　大潟高柳線
２　供用開始の区間
上越市吉川区川谷字橋爪 2953 番１から同市吉川区川谷字西向 1127 番まで
３　供用開始の期日　　平成26年11月７日

公　　告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年11月７日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名　称　リバーサイド千秋
所在地　長岡市千秋２丁目278番地
設置者　ユニー株式会社
２　届出の概要及び公告日
概　要　大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の変更）に関する届出
公告日　平成26年６月17日
３　意見の概要
(1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
４　縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
５　縦覧期間
平成26年11月７日から平成26年12月７日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年11月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　クスリのアオキつばめ白山町店

所在地　燕市白山町３丁目2745番地

設置者　株式会社クスリのアオキ

２　届出の概要及び公告日

概　要　大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による変更（大規模小売店舗の名称の変更）に関する届出

公告日　平成26年６月27日

３　意見の概要

(1) 燕市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

４　縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

５　縦覧期間

平成26年11月７日から平成26年12月７日まで

大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第５項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成26年11月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）

名　称　ナルス半田店

所在地　柏崎市半田２丁目字六社前1629番１

設置者　株式会社ナルス

２　店舗面積の合計

（廃止前）1,509平方メートル

（廃止後）　０平方メートル

３　廃止（第３条第１項に定める基準面積以下）となる年月日

平成26年９月30日

４　廃止しようとする理由

大規模小売店舗を廃止するため。

５　届出年月日

平成26年10月28日

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、可搬型放射線モニタリングポストの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年11月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

可搬型放射線モニタリングポスト　一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限
平成27年３月24日（火）
(4) 納入場所
新潟県放射線監視センター
新潟県柏崎市三和町５－48
(5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の８に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格
入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

３　入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号　950－8570
新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話番号　025－280－5490
Ｅメール　ngt190030@pref.niigata.lg.jp
(2) 入札説明書の交付等
入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。)で公開する。
(3) 入札書の提出方法
この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。
また、新潟県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。)で提出することもできる。ただし、平成26年11月25日から平成26年11月30日までの間は電子入札システムの更新作業に伴い、電子入札システム及び入札情報サービス双方の使用ができないため、留意すること。
(4) 入札書の受領期限
平成26年12月24日（水）　午後５時
(5) 開札の日時及び場所
平成26年12月25日（木）　午後１時30分
新潟県庁出納局会計検査課入札室

４　その他
(1) 契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金
免除する。
(3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。
(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成26年11月28日（金）までに、上記３(1)の場所に提出しなければならない。
(5) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成26年12月15日（月）午後５時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記３(1)の場所に提出しなければならない。

また、電子入札システムで提出することもできる。ただし、平成26年11月25日から平成26年11月30日までの間は電子入札システムの更新作業に伴い、電子入札システム及び入札情報サービス双方の使用ができないため、留意すること。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(9) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成８年１月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

５　Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Portable Radiation Monitoring Equipment for Field Measurement (Mobile Monitoring Post)　［１］　unit

(2) Deadline for bid participant applications:

５：00P.M. December 15, 2014

(3) Date of bid opening:

１：30P.M. December 25, 2014

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
４－１ Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950－8570
JAPAN
TEL: 025－280－5490
E-mail：ngt190030@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年11月７日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　調達件名及び数量

交通流監視用カメラ映像回線の提供契約　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　契約方式

一般競争入札

４　落札決定日

平成26年10月16日

５　落札者の氏名及び住所
　東北インテリジェント通信株式会社
　宮城県仙台市青葉区一番町３丁目７番１号
６　落札価格
　45,956,160円
７　入札公告日
　平成26年９月５日
８　落札方式
　最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、超音波診断装置システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はＷＴＯに基づく政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年11月７日

新潟県立新発田病院長　堂前　洋一郎

１　入札に付する事項
(1) 購入等件名及び数量
　超音波診断装置システム　　１式
(2) 調達案件の仕様等
　入札説明書による。
(3) 納入期限
　平成27年３月31日（火）
(4) 納入場所
　新潟県立新発田病院
(5) 入札方法
　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
(5) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等
(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
　郵便番号　957－8588
　新潟県新発田市本町１丁目２番８号
　新潟県立新発田病院経営課
　電話番号　0254－22－3121　内線2516
(2) 入札説明書の交付方法
　本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。
(3) 応札仕様書の提出期限
　平成26年12月16日（火）午後５時00分

４　入札、開札の日時及び場所
　平成26年12月19日（金）午前10時00分
　新潟県立新発田病院　１階コミュニティルーム
５　その他
(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金
　免除する。
(3) 契約保証金
　契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。
(4) 入札者に要求される事項
　この一般競争入札に参加を希望する者は、前記３で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
　なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
(5) 入札の無効
　前記２に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(6) 契約書作成の要否　要
(7) 落札者の決定方法
　本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(8) 契約の停止等
　当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
(9) その他
　①　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
　②　詳細は入札説明書による。
6　Summary
(1)Nature and quantity of the products to be purchased;
　Ultrasound Diagnostic System [1]set
(2)Deadline for bid submission
　10:00A.M.December 19,2014
(3)For more information,contact;
　Department of Administration,Niigata Prefectural Shibata Hospital
　*address:1-2-8 Hon-cho,Shibata-City,Niigata
　〒957-8588
　JAPAN
　TEL 0254-22-3121　Ext.2516

教育委員会公告

平成27年度新潟県立学校寄宿舎指導員及び実習助手採用選考検査の実施について（公告）

平成27年度新潟県立学校の寄宿舎指導員及び実習助手採用選考検査を次のとおり実施する。
平成26年11月７日
新潟県教育委員会　教育長　高井　盛雄
１　検査の目的
新潟県立学校の寄宿舎指導員及び実習助手の採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とします。
２　採用予定者数及び種別
(1) 一般選考

ア　県立特別支援学校寄宿舎指導員　８人程度
イ　県立特別支援学校実習助手　若干人
ウ　県立高等学校実習助手「農業」　２人程度
エ　県立高等学校実習助手「工業」　２人程度

(2) 障害者特別選考
ア　２(1)一般選考のすべてで募集します。

３　出願の資格
(1) 一般選考
ア　学校教育法第９条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
イ　昭和30年４月２日以降に生まれた者
ウ　高等学校又は中等教育学校を卒業した者、平成27年３月31日までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者及び学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 障害者特別選考
３ (1)に加えて、以下の要件を必要とします。
身体障害者手帳の交付を受け、その程度が１級から６級までの者
※　選考検査に際しては、拡大文字・手話・車いす等、障害の内容や程度に応じた配慮を行います。

４　出願についての留意点
(1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員及び県立特別支援学校実習助手
ア　職務内容
・寄宿舎指導員（※宿日直勤務等交代制）
寄宿舎に入舎している児童生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。
・実習助手
作業学習、職業教育等について、教諭の職務を助ける。
イ　勤務場所　県立特別支援学校

県立特別支援学校の寄宿舎設置校（平成26年４月１日現在）

学　校　名	所　在　地	学　校　名	所　在　地
県立新潟盲学校	新　潟　市	県立月ヶ岡特別支援学校	三　条　市
県立新潟聾学校	新　潟　市	県立高田特別支援学校	上　越　市
県立長岡聾学校	長　岡　市	県立東新潟特別支援学校	新　潟　市
県立江南高等特別支援学校	新　潟　市	県立上越特別支援学校	上　越　市
県立村上特別支援学校	村　上　市		

県立特別支援学校の実習助手配置校（平成26年４月１日現在）

学　校　名	所　在　地	学　校　名	所　在　地
県立新潟盲学校	新　潟　市	県立月ヶ岡特別支援学校	三　条　市
県立長岡聾学校	長　岡　市	県立高田特別支援学校	上　越　市
県立江南高等特別支援学校	新　潟　市	県立小出特別支援学校	魚　沼　市
県立江南高等特支学校川岸分校	新　潟　市	県立佐渡特別支援学校	佐　渡　市
県立西蒲高等特別支援学校	新　潟　市	県立東新潟特別支援学校	新　潟　市
県立吉川高等特別支援学校	上　越　市	県立上越特別支援学校	上　越　市
県立村上特別支援学校	村　上　市	県立吉田特別支援学校	燕　　市
県立五泉特別支援学校	五　泉　市	県立柏崎特別支援学校	柏　崎　市
県立駒林特別支援学校	阿賀野市	県立はまなす特別支援学校	柏　崎　市

ウ　その他
・職務内容に関係した実務経験や資格を有することが望ましい。
・採用に当たり勤務地を問わないこと。
・人事異動については、教諭に準じて取り扱うものであること。

(2) 県立高等学校実習助手「農業」「工業」

ア　職務内容

・農業　　農業高校等で、野菜・草花・果樹等の栽培、畜産、測量等の実習指導、農場・道具等の保守・整理整頓などの業務に従事する。

・工業　　工業高校等で、機械・電気・建築・土木・工業化学・電子等の実習指導、実習機器等の保守・整理整頓などの業務に従事する。

イ　勤務場所　　県立高等学校

ウ　その他

・職務内容に関係した実務経験や資格を有することが望ましい。

・採用に当たり勤務地を問わないこと。

・人事異動については、教諭に準じて取り扱うものであること。

・学校の統廃合等により過員となった場合、担当する教科等を変更することもあること。

5　選考の日時・場所・内容

(1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員及び県立特別支援学校実習助手（障害者特別選考を含む。）

第１次選考は、出願書類審査及び筆答検査（論文及び一般教養検査）を行い、この結果、一定の基準に達した者について、第２次選考として個人面接を行います。（ただし、一般教養検査には、「特別支援教育」の基礎的内容を含みます。）

【第１次選考検査】

ア 日　時　　平成26年12月11日（木）午前９時00分から正午まで

イ 場　所　　県立教育センター　（新潟市西区曽和100番地１）

ウ 内　容　　筆答検査（論文及び一般教養検査）

※　詳細については、出願後、受検願書受理通知を送付する際に明示します。

【第２次選考検査】

ア 期　日　　平成27年２月２日（月）

イ 場　所　　新潟県庁　（新潟市中央区新光町４番地１）※予定

ウ 内　容　　個人面接

※　詳細については、第１次選考検査の結果通知書を送付する際に明示します。

(2) 県立高等学校実習助手「農業」「工業」（障害者特別選考を含む。）

選考は、出願書類審査、筆答検査（論文及び一般教養検査）及び個人面接を行います。（ただし、一般教養検査には、「農業」または「工業」の基礎的内容を含みます。）

ア 日　時　　平成26年12月11日（木）午前９時00分から午後５時00分まで

イ 場　所　　県立教育センター　（新潟市西区曽和100番地１）

ウ 内　容　　筆答検査（論文及び一般教養検査）、個人面接

※　詳細については、出願後、受検願書受理通知を送付する際に明示します。

6　出願の方法

(1) 用紙の交付

出願の所定用紙は、平成26年11月５日（水）から交付します。

所定用紙は下記ホームページからダウンロードすることができます。この場合、所定用紙は上質紙（白）に両面印刷してください。

義務教育課ホームページ　　http://www.pref.niigata.lg.jp/gimukyoiku/

高等学校教育課ホームページ　　http://www.pref.niigata.lg.jp/kotogakko/

なお、直接交付を希望する場合は、県立特別支援学校寄宿舎指導員及び県立特別支援学校実習助手の希望者は県教育庁義務教育課管理第２係、県立高等学校実習助手「農業」「工業」の希望者は高等学校教育課企画振興係において交付します。

（ただし、土曜日、日曜日、新潟県の休日を定める条例１号に定める休日を除く。）

郵送で請求する場合は、返信用封筒（角形２号に140円切手をはり、請求者の郵便番号・あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。封筒はのり付き封筒を用いてください。）を必ず同封してください。また、封筒の表には「寄宿舎指導員受検願書請求」又は「実習助手受検願書請求」と朱書してください。

(2) 出願書類の提出方法・期限

願書は、「特定記録郵便」による郵送のみ受け付けます。平成26年11月５日（水）から平成26年11月20日（木）までの間に郵送で提出してください。11月20日（木）の消印まで有効です。封筒の表には、「寄宿舎

指導員受検願書在中」又は「実習助手受検願書在中」と朱書してください。

(3) 出願に必要な書類

ア　受検願書（所定の用紙）

※　身体障害者特別選考で、受検上特別な配慮を必要とする場合は、所定欄に具体的に記載してください。

イ　自己申告カード（所定の用紙）

ウ　最終学校の卒業・修了証明書又は在学する学校の卒業・修了見込み証明書

エ　最終卒業・修了学校又は在学する学校の学業成績証明書または単位取得証明書（証明者において厳封したものであること。）

オ　通知用封筒２枚

※　長形３号に82円切手をはり、郵便番号、あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。また、封筒はのり付き封筒を用いてください。速達を希望する場合は速達代の切手をはり、速達であることを朱書してください。

7　要項請求先及び出願先

(1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員及び県立特別支援学校実習助手希望者

郵便番号　950－8570　新潟市中央区新光町４番地１

新潟県教育庁義務教育課管理第２係あて

(2) 県立高等学校実習助手「農業」「工業」希望者

郵便番号　950－8570　新潟市中央区新光町４番地１

新潟県教育庁高等学校教育課企画振興係あて

＊注　県庁専用郵便番号「950－8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができます。

8　検査結果の通知

(1) 県立特別支援学校寄宿舎指導員及び県立特別支援学校実習助手（障害者特別選考を含む。）

ア　第１次選考検査の結果は、平成27年１月中旬までに通知します。

イ　第２次選考検査の結果は、平成27年３月上旬までに通知します。

(2) 県立高等学校実習助手「農業」「工業」（障害者特別選考を含む。）

選考検査の結果は、平成27年１月下旬までに通知します。

＊注　なお、(1)、(2)で不合格になった者全員に対して、上記通知の中で本人の選考検査の得点及び評定を開示します。

9　その他

(1) 受検願書を提出した者に対しては、受検願書受理通知（検査日時、場所、日程、持参品等併記）を送付します。

(2) 提出した書類は返却しません。

(3) 給与は、当県の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。

(4) 検査に関する照会は下記に行ってください。

ア　県立特別支援学校寄宿舎指導員及び県立特別支援学校実習助手希望者（障害者特別選考を含む。）

県教育庁義務教育課管理第２係

電話　025－285－5511（代）（内線3858）　緊急電話　025－280－5603

イ　県立高等学校実習助手「農業」「工業」希望者（障害者特別選考を含む。）

県教育庁高等学校教育課企画振興係

電話　025－285－5511（代）（内線3887）　緊急電話　025－280－5614